

平成29年第2回市議会定例会（6月） 総務常任委員会 先決議案審査報告

平成29年 5月15日
委員長 大 関 嘉 一

総務常任委員会の審査の結果をご報告申し上げます。

本日、先決を要する案件として、当常任委員会に審査付託になりましたのは、補正予算専決処分報告2件、条例改正1件、補正予算1件の、合計4件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。その概要についてご報告申し上げます。

はじめに、報告第16号「一般会計補正予算（専決第1号）専決処分報告」であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入18款であります。

これにつきましては、歳出6款農林水産業費の集落排水事業に係る財源として、18款繰越金、600万円の増額を4月21日付けで専決処分したものであります。

次に、報告第17号「一般会計補正予算（専決第2号）専決処分報告」であります。これは、去る4月19日に発生しました、鳥海笹子地内土砂崩落災害の復旧に要する設計等委託料1770万円を5月1日付けで専決処分したものであり、その財源として繰越金を充てたものであります。

以上、2件の専決処分につきましては、緊急やむを得ないものと認め、報告のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

次は、条例関係の案件であります。

議案第106号「個人情報保護条例の一部を改正する条例案」であります。これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

本案件につきましては、法律の改正に合わせ、施行期日を5月30日にしようすることから、本日、議決を得ようとするものであります。提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、議案第117号「一般会計補正予算（第3号）」であります。これは、石沢財産区議会の議員に2名の欠員が生じ、欠員数が定員の6分の1を超えたことから、公職選挙法の規定により補欠選挙を行わ

なければならぬため、補欠選挙費、167万5千円を措置しようとするもので、その財源として負担金を充てようとするものであります。

本案件につきましては、補欠選挙を5月30日に行おうとするもので、早期の事務執行が必要とのことから、本日、議決を得ようとするものであります。これにつきましても、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。